



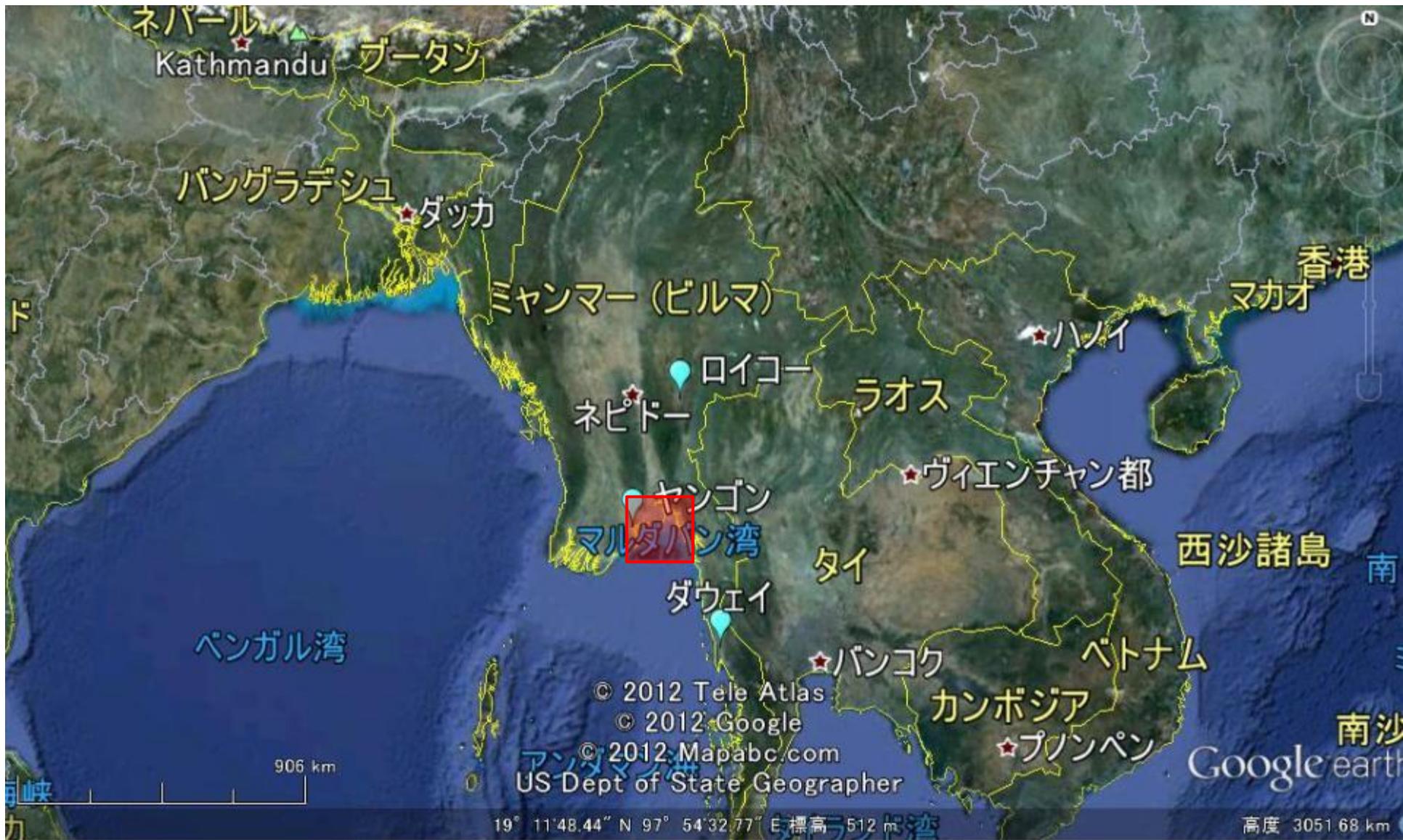
**ビルマ(ミャンマー)における日本の援助と人権  
～住民の報告から日本の対応を問い直す～**

**—ティラワ経済特別区開発の立ち退き問題—**



# ■ ティラワ経済特別区 (SEZ) 開発事業

1. 事業の概要
2. 日本・ODAの関わり
3. 日本政府・JICAの方針



© 2012 Tele Atlas  
© 2012 Google  
© 2012 Mapabc.com  
US Dept of State Geographer

19° 11'48.44" N 97° 54'32.77" E 標高 512 m

Google earth

高度 3051.68 km

# ティラワ SEZ 開発事業 事業概要

## ■ 場所:

ヤンゴン中心地から

南東約23km

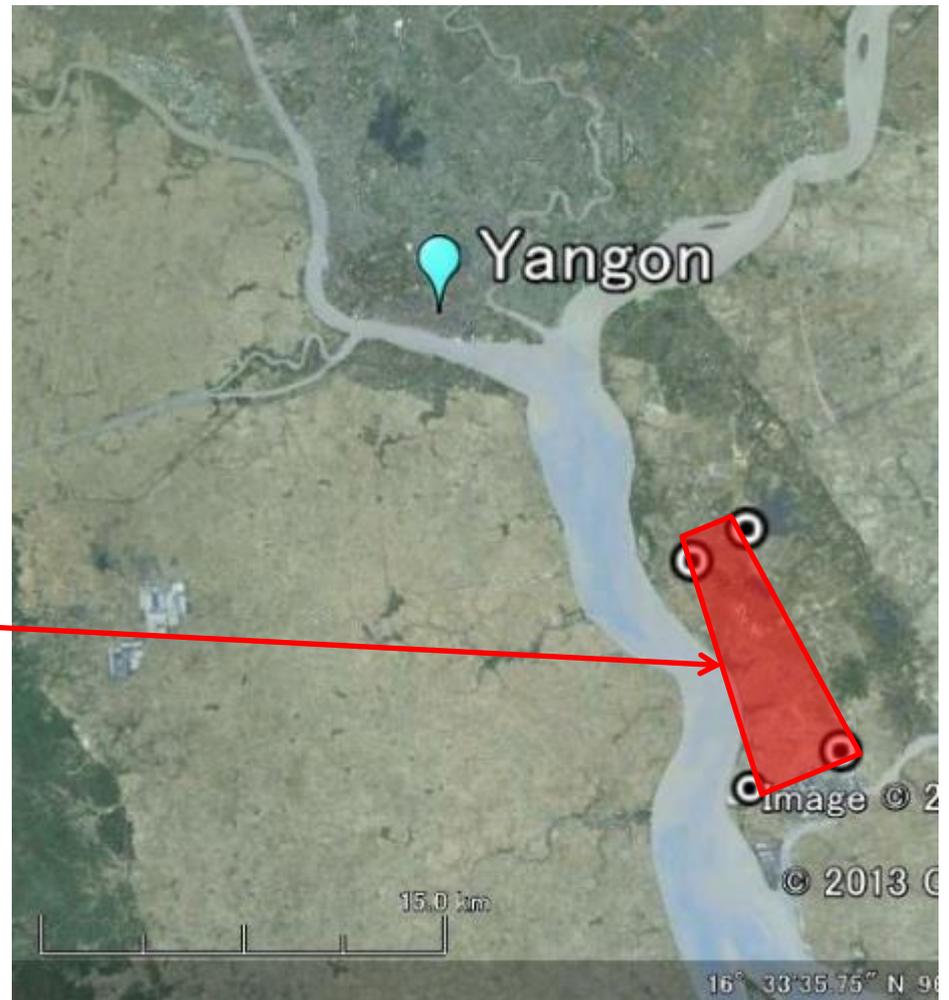
タンリン郡、

チャウタン郡にまたがる

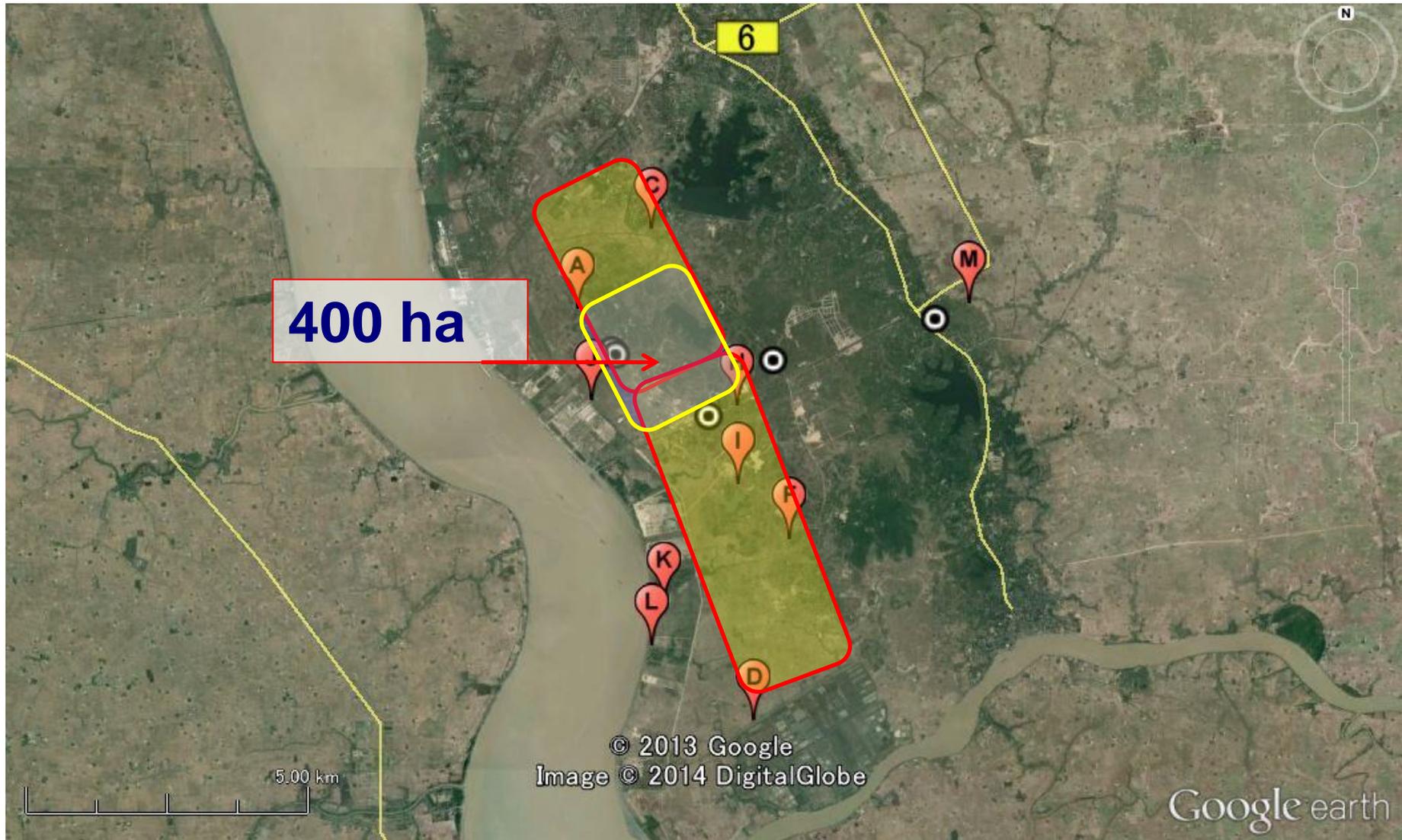
ティラワ地区 2,400 ha

(東京ドーム約513個分)

SEZフェーズ1 = 400 ha



# ティラワ SEZ 開発事業 事業概要



# ティラワ SEZ 開発事業

## 日本・ODAの関わり



■ SEZ開発 フェーズ1 400 ha

(2013年11月着工、2015年完工予定)

開発主体	事前調査	融資等	その他関連機関
日緬JV = MJTD (住友商事・丸紅・三菱商事49% + ミャンマー民間51%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・METI = スマート・コミュニティ実施可能性検討調査</li> <li>・MMST = 事業化調査 / 環境影響調査 (EIA)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA = <b>海外投融資(出資)</b></li> <li>・NEXI = 付保検討中 (6/3~)</li> <li>・メガバンク = 共同出資??</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ティラワSEZ管理委員会</li> <li>・ヤンゴン管区政府 = 住民移転計画</li> </ul>

# ティラワ SEZ 開発事業 日本・ODAの関わり

## ■ JICA 海外投融資

□ 平成24年10月

パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合  
＝海外投融資の本格再開決定



目的:

- ・民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進
- ・民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援

# ティラワ SEZ 開発事業 日本・ODAの関わり



■ SEZ開発 2000 ha

JICA協力準備調査中(着工・完工時期等は未定)

開発主体	事前調査	融資等	その他関連機関
未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・METI=スマート・コミュニティ実施可能性検討調査</li> <li>・JICA実施中</li> </ul>	未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ティラワSEZ管理委員会</li> <li>・ヤンゴン管区政府 =住民移転計画</li> <li>・JICA支援中</li> </ul>

# ティラワ SEZ 開発事業

## 日本・ODAの関わり

■ 2012年4月21日 ティンセイン大統領・来日

□ ティラワ・マスター・プラン策定のための協力に関する意図表明覚書 ⇒ 各種調査の開始

■ 2012年12月21日 ティラワSEZ開発のための協力覚書(MoC)

■ 2013年2月 METI調査完成

■ 2013年4月 日本企業、MMST設立。SEZフェーズ1F/S、EIA実施

■ 2013年9月 MMST、SEZフェーズ1に関するEIA完了

■ 2013年10月 日緬企業、JV設立(MJTD)

■ 2013年11月 SEZフェーズ1・着工

■ 2013年11月30日 SEZフェーズ1・起工式

■ 2013年12月11日 JICA、EIA公開 = 出資検討・環境レビュー

■ 2014年4月23日 JICA海外投融資(出資)を決定

**2013年1月31日**

**SEZ予定地域2,400 haで  
約1000家族に立退き通知**

# ティラワ SEZ 開発事業 日本政府・JICAの方針



- 約1,000家族の強制立ち退きは当面延期に

- 外務省申入れ

- = 「協力覚書」に基づく『**国際的な環境基準**』に沿った対応を

- 第1回 経協インフラ戦略会議:

- 「**環境社会面への配慮等が適切に行われることを前提に、**

- JICAの海外投融資制度による出資の活用を検討する」

- JICA: 2013年5月10日 JICA 堂道秀明 副理事長の国会答弁

- 「この事業を進めていくためには、**環境社会影響面での配慮が**

- 国際的なスタンダード**であることが重要だと認識しており、我が国

- の民間企業、および、ミャンマー政府に対し、その旨を助言すると

- ともに、今月より専門家を派遣している。」

# ティラワ SEZ 開発事業 日本政府・JICAの方針

## ■ 国際水準 / JICA環境社会配慮ガイドライン



- 以前の生活水準や収入機会において改善又は少なくとも回復
- 対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない
- 苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない
- 住民移転計画が、作成、公開されていなければならない

# ティラワ SEZ 開発事業 日本政府・JICAの方針

## JICA

- 2013年5月～JICA専門家派遣。

フェーズ1において

国際基準に基づく環境社会配慮・住民移転について助言

- 2014年4月23日 海外投融資供与(出資)を決定

= 環境レビュー

⇒JICAガイドライン

「EIAは、合意文書締結の120日以前に公開」

2013年12月11日～公開



**移転住民の現状は？**

# ティラワ SEZ 開発事業

## 移転した住民の置かれている現状は？

